

## 1 平成 26 年度の児童相談所状況について

### <全体状況>

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

平成 26 年 4 月に新設の児童相談所を平塚市に設置し、相模原市に設置されていた県北地域児童相談所を廃止しました。それに伴い、所管区域も一部変更しました（P2 参照）。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）の 3 年間の推移と資料編の『相談受付件数』（テレホン相談を除く。）とその内数である『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』の比較と推移です。

（表 1）

年度	所管 児童人口 (※)	相談 受付数	養護 相談数	虐待 相談数	障害 相談数	非行 相談数	育成 相談数
24	446,560 人	7,486	627	2,282	3,699	135	560
25	443,524 人	7,784	635	2,484	3,667	194	593
26	440,715 人	8,325	569	2,707	3,966	224	647

（※平成 26 年 1 月 1 日 神奈川県年齢別人口統計調査より）

所管児童人口は減少していますが、『相談受付数』の増加傾向は継続しています。平成 26 年度は『養護相談』以外の相談が増加しています。平成 25 年度に障害相談の伸びが止まりましたが、平成 26 年度は再度増加してきています。

### <保健師業務の状況>

神奈川県では、子ども虐待相談を初めとした複雑困難な相談に対し、とりわけ保健医療に関わるアプローチを充実するために平成 19 年度に中央児童相談所に保健師が初めて配置され、平成 23 年度には県所管すべての児童相談所に保健師 1 名が配置されました。他県では児童福祉司として配置している場合もあるようですが、神奈川県では、子ども虐待等へのチームアプローチとして不可欠であるとの考えから、保健業務という固有の専門性を発揮する保健師として配置しています。

表 2 は、保健師業務実績です。『個別ケースへの対応』は、面接や訪問、ネット会議等ケースに対応した業務、『地域との連携』は、市町の保健師や関係機関との会議に関する業務、『その他』は、研修(講師)や保健師業務の整理等に関する業務で、数字は業務全体に対する百分率を表します。

（表 2）

年度	個別ケースへの対応	地域との連携	その他
23	56.9 %	13.1 %	30.0 %
24	71.0 %	12.4 %	16.6 %
25	72.3 %	10.6 %	17.1 %
26	64.9 %	11.7 %	23.5 %

年度により多少のばらつきはありますが、概ね『個別ケースへの対応』に 6～7 割、『地域との連携』に 1 割程度、『その他』に 2～3 割の割合で業務を実施してきたことが分かります。

最近では、通告ケースに対する保健・医療の専門性に基づく対応、関係機関との連携の調整役として、施設や一時保護所の子どもに対して、生活の背景を踏まえた性教育、心理教育等の実施とその活動領域を拡げています。

児童相談所における子ども虐待を初めとした複雑困難なケースへの対応において、保健師が果たすべき役割について、少しずつですが神奈川の実践モデルとして形が整いつつあります。